

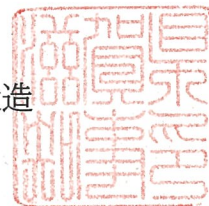
別紙 3



滋 琵 保 再 生 第 1 7 5 号
令和7年(2025年)5月12日

滋賀県環境審議会 会長 清水 芳久 様

滋賀県知事 三日月 大造



琵琶湖保全再生施策に関する計画(第3期)の策定について(諮問)

琵琶湖の保全及び再生に関する法律(平成27年法律第75号)第3条第1項の規定に基づき、琵琶湖保全再生施策に関する計画(以下「計画」という。)を策定しており、現在、第2期計画(令和3年度～令和7年度)に基づき、琵琶湖の保全および再生に向けて施策を推進しているところです。

第2期計画については今年度をもって計画期間が満了しますが、複雑化・多様化する琵琶湖の課題に対応するため、第3期計画を策定することとしていることから、貴審議会の意見を伺います。